

国際連合
『商品貿易と経済発展』一九五一年

逸見謙二

一九五一年一一月一一日の国連総会の決議(1)(2)は加盟国に対して、もし各國が原始生産物の国際価格に影響するような方策をとる場合には、それが発展している国の交易条件に及ぼす影響を考慮すること、そのため商品協定の締結に努むべりん等の勧告をなした。それと同時に、斯かる勧告に適した実際的諸方策に関する報告の準備を意図した。経済社会理事会は斯かる準備のため、Charles F. Carter, Sumitro Djiojohadikusumo, J. Goudriaan, Klaus Knorr, Francisco Garcia Olano & H.I.U.の専門学者に依頼し、八週間の詰謹の結果出来上りたのが本書 United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, 1953, vii, 102 pp. である。国連が先に *Measures for International Economic Stability*, 1951 による商品協定の重要性を強調し、また *Measures for the Economic Development of Underdeveloped Countries*, 1951

のであるから、ここに本書を得たことは両者を関連づけたといふ意味で極めて時宜に適したものであるといえる。更に依頼された五人の経済学者はいずれも商品問題の権威であるが、あるいは後進国の立場に立つものであり、人的構成も適当であるといえる。さて、両大戦間の不況は原始生産物生産者に周知の、極めて深刻な打撃を与えた。ここに多くの商品協定が試みられたことは当然である。一般経済学者の間でもケインズ⁽¹⁾やハイエク⁽²⁾等の声名は論じられ、戦後においてもヨーロッパが *Towards a Dynamic Economics* の第四講「貿易におけるかだりの紙幅を費した。従つて現在は商品協定一般の問題を詳細に論ずべき段階にある。しかも国連では例えれば年々 *Review of International Commodity Problems* を刊行し、或いは砂糖協定、飼料協定に関する報告等、具体的なものをしてくるのであるから一般的理論的報告が出されねば必要があると言へる。これ等の条件に対しても本書の内容は適切であると思われる。

⁽¹⁾ J. M. Keynes, "The Policy of Government Storage of Foodstuffs and Raw Materials," *Economic Journal*, Sept. 1938.

⁽²⁾ F. A. Hayek, "A Commodity Reserve Currency," *Economic Journal*, June-September, 1943,

簡単に内容を紹介しよう。本書は全体一〇二頁で一〇〇頁弱の附録と三部よりなる。第一部問題提起は第一章関係事項、第二章問題の現状、第三章主要問題の三つの章を含む。第二部諸方策は第四章過去における諸提案の評論、第五章國際商品安定方式、第六章商品準備通貨 commodity reserve currency 方式、第七章補整的諸方式、第八章国内的諸方策の五章、五〇頁よりなり本書の主要部分を構成する。第三部結論は第九章主要結論と勧告である。

第一章では先述の決議の解釈、特に fair, just, equitable prices 等の用語の解釈や、経済社会理事会、FAO、ECLA等における決議との関係が述べられている。しかして用語の解釈だけでも非常な論議が闘わされ、「異常な、そして一時的条件によつて惹起されたような、或いは有用なる經濟的目的に役立たないような極端な上昇、下降の循環的価格運動が見られない限りは、価格は fair であるとも、just, equitable であるとも、更に reasonable であるともいふことが出来る（…ベラグラフ…5）」ルーベ結論に達した。

第二章では実証的に農鉱産物の価格、名目的、實質的輸出高等が如何に烈しく変動するか、又長期的動向は如何等を論ずる。これ等は特に後進諸國に悪い影響を与えるが、カナダ、合衆国も、特にイギリスはスターリング地域の利害として、工業国ではありながら原始生産物貿易の安定に利害をもつと認む。

第五章は簡単ではあるが凡ゆる考へらるべも協定の型の利害得失を論じてゐる。結論は多數の国を含めば含む程、多數の商品を含めば含むほどよく、更に生産性の伸長を阻害するのはよくな

第三章では以上に継いで理論的に商品貿易の不安定と經濟成長との関係、後進国と工業国との関係、価格不安定の要因等を検討する。特に最後の点に關して加速度原理(55)、予想の役割(56)を重視している事実は注目に値する。しかし第三章の主要目的は何を安定するのか、即ち価格か、貿易収入か、国民総生産か、生産者所得か、それも貨幣価値ですか、實質価値ですか、更にその場合單一商品についてか多數商品についてか、二国についてか多數国についてか等を論ずるにある。これが第二部の問題提起になつてゐる。第三章で注目されるのは後進国との協定における立場bargaining strength の弱さを論じ、多數国、多數商品の多角契約の優位性を論じてゐる点である(80～83)。この点後に再び論ずる。

第四章は非常に巧妙な諸提案の批判的紹介である。多角的商品通貨の提案（第六章で論ずる）、一般的提案（World Food Board, International Commodity Clearing House の提案、

これは結局提案された二機関の運営資金を各國が出し満つたために駄目になつた）、国連の貯備、國際經濟安定、經濟開発の三つの中の Measures を含む。

と「どう」とある。又国際小麦協定が一九五三年の改訂に際して一部の主要輸入国によつて調印されなかつたことに対し、その将来を甚だ悲観している(39)。この点も後述する。第五章の結論から考えられることがあるが、本書では商品準備通貨方式をかなり重視している。勿論、オラノが代表して述べている様にエキスパート達はその実現性の少いことを充分認めてゐるのである。即ち「このよろな提案が現在実際的政策の範囲内にないことは明らかである」(六六頁)と。しかし「單にその実際的可能が、多分無視しうる程、小さ」とか、もつと実際的直接的な方策が要求されているのであると信じられるからといひ、或る方法を無視することは眞の科学者の態度ではない」(同上)と信じてこの問題に対処した。

第六章と附録C(ホーリアントによる)が商品準備通貨方式を扱つてゐる。これ等における欠点と条件の指摘は簡単ながら優れたものである。ただこの方式以降の叙述は、問題が商品貿易から

国際貿易全体に拡大するものであることを示してゐる。
第七章は循環変動平衝化融資 contra cyclical lending と自動調整方式 automatic compensation schemes (交易条件の悪化を自動的に調整する方式) の二つが簡単にられてゐる。

第八章は特に先進工業国との国内政策が後進国を圧迫しないよう考慮を払つてゐる。しかし公正価格の定義をなした場合と同様に考慮を払つてゐる。

第一章、理論的に非常に高い水準にあるが若干理想的である。従つて非常に有効強力な国際的機関をもととしているようである。先に引用したオラノの言葉とか、勧告がこれを示してゐる。Measures for International Economic Stability 等ではもつと

着実な立場 commodity-by-commodity の立場をとつてゐる。のに本書では general scheme の立場をとつてゐるのである。

第九章における勧告は次の如くである。即ち「現在、特定商品の個々の問題を越えるような、一般的安定の問題に関して討論し、提案するのに適した国際的機関がないように考えられる。現存の組織は商品毎に処理する断片的行為を目標とするものである。これでは充分でないと考えられる。安定の問題を多方面から一般的同時的に取扱うことが必要である(27)。従つて我々は経済社会理事会は例えれば貿易安定委員会 Trade Stabilization Commission といった風の政府間の委員会をもつべきであると考える。(27) ...」と。要するにより多数の商品とより多数の国を含む一般的安定方策を研究する段階にあるのである。

若干の点を指摘しよう。

第一、理論的に非常に高い水準にあるが若干理想的である。従つて非常に有効強力な国際的機関をもととしているようである。先に引用したオラノの言葉とか、勧告がこれを示してゐる。

第一、しかし後進国が *bargaining strength* で弱い立場に立たれるから、一般的スキームでやつて行なう限りは理論的に正しいし、実際的である。例えば次の如き事実と比較せよ。即ち一九四八年三月合衆国上院において農務省の代表者は次の如く言明した。曰く「合衆国の納税者の負担を増さないで矛盾を解く最善の希望は、問題になつてゐる個々の商品について国際協定を締結できる」という点にあるのです。協定に際して当該商品の特殊問題が認識され、実際には、協定期間中國際貿易実施の一般的考慮から外されらるのです」と (W. A. Brown, *The United States and the Restoration of World Trade*, 1950, p. 27)。同じ問題について先進国と後進国との間に全く反対のことを考へるのである。更にスワーリングは砂糖協定を締結に導いたのは、各国が消費者と生産性の両方の利害をもつ砂糖経済の複雑性であると結論してゐる (B. S. Swerling, *International Control of Sugar*, 1918-41, 1949, 参照)。

第三回、本書はもう一つの点で *Measures for International Economic Stability* と明らかな対比を示してゐる。先ほ述べたまことに、小麦協定の経験により本書は商品協定の将来に極めて懸念的である。しかるに *Measures* によれば、戰後は商品協定のための「新しい試みの機が熟した時である」(80)。その第一の条件は、考へらる将来において「C 年代のよな大不況がないと考えられること」が挙げられている。大不況があるような場合輸入国側は長期的契約を拒否するからである。第二の障害は協定に至るまでに、特に価格、量、そして将来のその変化に関する規定等、無数の個々の問題に複雑性や困難が伴うことである。これ等は小麦協定や英國の長期協定等が締結されたのであるから、解決しうると考へられるとなしてゐる。第二の点では確かに非常な進歩があつた。例えばニコラス・カルダーの提案 (磯辺俊彦訳『國際小麥協定の経済学』)。しかし第一の点には必ずしも納得しえないものがある。本書の先述の悲観論には充分なる根拠があると思う。むしろ政治経済学として考へて、戦後後進諸国の国際政治に発言力が増大した点には商品協定締結の傾向を認むべきであろう。

第四、本書の諸方式は独占的性格をもつものであるかどうか明確でない。勿論独占的性格をもたないと、うう前提はたゞじるようには見える。若しそうならば、その場合の fair price は「そぞの運営に據くぐれの全知全能を要し」 (F. Machlup, "Monopoly and the Problem of Economic Stability," in *Monopoly and Competition and their Regulation*, ed. by E. H. Chamberlin, 1954, p. 387) 程度でその運営は全く不可能のものとなる。

かく、どうは決して独占に止まらない。本書の全体が経済発展と

貿易安定、という極めて動態的関係を論じながらも静態的性格をもつてゐるからである。勿論安定は発展のための基礎的条件であることは本書の指摘する通りである。しかし安定方式の展開(第二部)やは専らより完全な安定、という点でのみ論じられている。経済発展には或る程度の不安定は必要かも知れない。独占も必要であるかも知れない。更に経済安定が必要だからといって、商品貿易をとことん安定せしめる必要がないかも知れない。本書の結論は Trade Stabilization Commission の設置の勧告止まつて Trade Stabilization and Expansion Commission には及ばなかつた。

このような望図の要求をなすのも、本書が余りにも理論的に高い水準で書かれ、余りにも考慮する範囲が広く、商品協定に関する非の打ちどころのない程の好文献だからである。

〔附記〕

上掲の評執筆後に S. Caine, "Instability of Primary Product Prices : a Protest and Proposal", in *Economic Journal*, Sept. 1954, pp. 610~4 と撰した。これはハーブ形式のかなり長短文であるが、United Nations, *Instability in Export Market of Underdeveloped Countries*, 1952 及び本書「商品貿易と経済発展」の批判に若干の提案を加えたものである。批判の要点は私

の第四と大体同じであるが、流石にエコノミック・ジャーナルのものだけあって極めて明解であること、若干の提案を含んでいることとの二つの理由により敢えて茲で言及したい。

ケーンは近年原始生産物価格の不安定に関して、またその害悪に関する多くの研究がなされているが、上述の二書はその重要なものであるという。しかして「両書とも不安定ということは悪いことであるということを自明のものと考えている。しかし両書とも不安定に関する統計的事実はさておき、経済的事実の眞の解明を試みていない、また不安定の眞の損失を評価しようとしている」と断ずる。そして「このような擁護者による報告でさえこれ程素朴なのだから、原始生産物価格の不安定に関する論議の多くが極めてアリミチブなことは驚くにあたらない」とい、マライ、英領植民地諸国の一例を引きながら不安定は必ずしも投資一経済発展を阻害するものでない所以を説く。そして最後に彼が重要であると考へる研究項目九つを提案する。

それで彼によると、原始生産物価格が高い時は国際収支がよく、逆の場合に悪いといふことは当然のことであつて、最も初步的な外國貿易論の学生でさえも世界中の全部の国が同時に国際収支悪化に直面することは不可能であると知っている。各國は国際収支の良好な時に悪化のために準備すべきであるだけである。この限りでは何等の問題もない。

成長率に及ぼす影響、特に総投資の水準に及ぼす影響が問題となる。茲で「所得の変動における損失の自明の仮説が問題にされる」。といふのは、変動により投資計画がより困難となるのは事実ではあるが、もし投資・貯蓄がより冷靜なる基礎の上になされるとならば、また貨幣がはつきり見通せる時にのみ支出されるならば、不安定は少い、といふよりもむしろ多い貯蓄・実質投資をもたらすであろう。勿論ブームが永久に続くと考え、ブームの終焉と共に実行不可能になるような投資その他の支出計画をたてやすい。しかしかかる経験が将来の不安定を警告する場合には、全ての原始生産者、その政府がかくなすということは自明の理ではなくなる。彼等が不用意な行動をなすのは、彼等の将来の財源を過大視するからに他ならない。

かくして彼の提案する研究項目九つは次の如くである。

(1) 原始生産者所得の急増の消費、貯蓄、投資に及ぼす影響。

(2) 急落の同上に及ぼす影響。

(3) 原始生産国のビーピャーは上述の点で一政治単位内の原始生産者群のビーピャーと異なるか。

(4) 安定的、また不安定な収入の経済集團間の益然的な平均的消費・投資について何等かの結論がえられるか。

(5) 不安定の予想について個人、組織体、政府等が如何に適応するか。種々の経済単位間に差があるか。銀行が影響するか。

(6) 更に変動（特に下向）が國際的活動の形で有益なる用意により阻止される場合はビーピャーはどんな適応を示すか。

(7) インドネシアの小農がガムから米に移るよう、販賣収益（輸出その他による）を自給的所得に切り替えるのは如何なる範囲内か。

(8) 投資の錯誤の場合を除いて、貯蓄の流れが不規則なことに基く実際の投資のための貯蓄の使用における無駄はどの程度か。

(9) 変動の影響を軽減するためどんな国内の方策がとりうるか。

研究項目に関しては尤もであるから承認しよう。批判的部分についてここに批判する。第一、変動による投資計画の攪乱を單に知識乃至冷靜の欠如とすることには反対である。若し計画主体が投資計画と価格—國際收支の変動のみを考慮していればよいのならそうもいえるであろう。しかし一般に後進未開発国では政治力のない政府が、多くの内政的、対外的経済問題に直面しているのである。経済不安定は投資計画のみならず、政府の基礎そのものまで不安定にしかねない。第二、変動は完全なサイクルではない。従つて必要な準備量の推定は困難である。特にデモンストレーション効果の作用下では。第三、bargaining strength の弱い国では不安定により所得総額そのものが減る可能性がある。